

# 神戸市外国語大学大学院履修規程

2007年4月1日

規程第72号

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸市外国語大学大学院学則第22条の規定に基づき、大学院外国語学研究科の各専攻課程における授業科目の名称、単位数、単位の認定及び履修方法に関して必要な事項を定める。

## 第1章 授業科目及び単位の認定

(授業科目名等)

第2条 各専攻課程の授業科目の名称及び単位数は、修士課程においては別表1から8、博士課程においては別表9に示すとおりとする。

(履修登録)

第3条 各年度ごとに履修する授業科目については、予め指導教員の指導を受けたいと決定し、指定の期日までに届け出なければならない。

- 2 履修登録している授業を、指定された期間に削除することができる。
- 3 履修する後期開講の授業科目は、毎学年度後期の指定された期間に変更することができる。

(単位の認定)

第4条 研究科における授業科目の履修単位は、筆記試験、口述試験又は研究報告により認定するものとする。

- 2 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、5 (100点～80点)、4 (79点～70点)、3 (69点～60点) 及び0 (59点以下) の4種とし、5、4及び3の成績を合格とする。ただし、博士課程における「研究指導」の判定は、合格又は不合格をもって行う。
- 3 履修単位の認定は、原則として半期毎の期末とする。

## 第2章 修士課程の履修方法

(履修コース)

第5条 英語教育学専攻を除く修士課程の各専攻に、履修コースとして論文コースと課題研究コースを設置する。

(履修コースの選択及び変更)

第6条 前条に規定する履修コースは、修士課程入学願書に記載し選択するものとする。

2 入学後、履修コースの変更を希望する者は、指導教員の承認を得て指定の期日までに学長に申請しなければならない。ただし、課題研究コースに在籍する者が論文コースに変更する場合は、論文コースの修了に必要な単位のうち15単位以上を取得（取得見込を含む）していなければならない。なお、変更後の在籍年次は、指導教員が提案し、研究科会議の議を経て学長が決定するものとする。

3 前項の規定による履修コースの変更は、原則として在籍期間中1回に限るものとする。

(修了必要単位)

第7条 修士課程の学生は、所定の授業科目の中から30単位以上を取得しなければならない。

(英語学、ロシア語学、中国語学又はスペイン語学専攻論文コースの履修方法)

第8条 英語学専攻論文コースの学生は、別表1に定める専攻課程の授業科目から指導教員の研究指導4単位（半期1単位）を含む20単位以上を、ロシア語学、中国語学又はスペイン語学専攻論文コースの学生は、別表1に定めるそれぞれの専攻課程の授業科目から指導教員の研究指導4単位（半期1単位）を含む16単位以上を取得しなければならない。ただし、ナバラ大学ダブル・マスタープログラムについてはこの限りではない。

2 ロシア語学、中国語学又はスペイン語学専攻論文コースの学生は別表2に定める共通授業科目から8単位以上を取得しなければならない。

3 専攻課程の授業科目は、年度が変われば同一担当者であっても同じ科目を再度履修することができる。ただし、修了必要単位数への参入限度は1科目につき4単位までとする。なお、研究指導については、通算して4単位まで修了必要単位数へ算入することができる。

4 英語教育学専攻を除くほかの専攻課程における関連言語の単位は、第5項の規定に関わらず共通授業科目の単位として計算する。

5 共通授業科目及び関連言語は、同一科目を年度が変わって履修しても、再度修了必要単位数に算入することはできない。

6 英語教育学専攻を除くほかの専攻課程の授業科目を履修することはできるが、修了必要単位数には算入できない。

7 外国語学部（以下「学部」という。）又は外国語学部第2部（以下「第2部」という。）の学生が履修登録を行っている場合に限り、学部又は第2部の授業科目を履修することはできるが、修了必要単位数には算入できない。

（国際関係学専攻論文コースの履修方法）

第9条 国際関係学専攻論文コースの学生は、別表3に定める専攻課程の授業科目のうち、主として専攻する領域（関連問題の領域を除く。）の授業科目から指導教員の研究指導4単位（半期1単位）を含む12単位以上を取得しなければならない。

- 2 専攻課程の授業科目のうち、主として専攻する領域以外の授業科目の単位は、修了必要単位数に算入することができる。
- 3 専攻課程の授業科目は、年度が変われば同一担当者であっても同じ科目を再度履修することができる。ただし、修了必要単位数への算入限度は1科目につき4単位までとする。なお、研究指導については、通算して4単位まで修了必要単位数へ算入することができる。
- 4 英語教育学専攻を除くほかの専攻課程の授業科目及び別表2に定める共通授業科目を履修することはできるが、取得した単位については、指導教員が特別に認めた場合に限り、12単位まで修了必要単位数に算入することができる。
- 5 学部又は第2部の学生が履修登録を行っている場合に限り、学部又は第2部の授業科目を履修することはできるが、修了必要単位数には算入できない。

（日本アジア言語文化専攻論文コースの履修方法）

第10条 日本アジア言語文化専攻論文コースの学生は、別表4に定める専攻課程の授業科目のうち、主として専攻する領域の授業科目から指導教員の研究指導4単位（半期1単位）を含む18単位以上、主として専攻する領域以外の授業科目中から8単位以上及び別表5に定める指定授業科目から4単位以上を取得しなければならない。ただし、天津外国語大学ダブル・マスタープログラムについてはこの限りではない。

- 2 日本語の領域を主として専攻する者は、当該領域の授業科目のうち、「日本語研究Ⅰ1・2」、「日本語研究Ⅱ1・2」、「日本語演習1・2」及び「研究指導1・2」は必修とする。
- 3 日本文化の領域を主として専攻する者は、当該領域の授業科目のうち、「日本思想研究1・2」、「日本文化史演習1・2」及び「研究指導1・2」は必修とする。
- 4 アジア言語文化の領域を主として専攻する者は、当該領域の授業科目のうち、「アジア言語研究1・2」、「アジア言語演習1・2」、「アジア文化研究1・2」

及び「研究指導1・2」は必修とする。

- 5 専攻課程の授業科目は、年度が変われば同一担当者であっても同じ科目を再度履修することができる。ただし、修了必要単位数への算入限度は1科目につき4単位までとする。なお、研究指導については、通算して4単位まで修了必要単位数へ算入することができる。
- 6 指定授業科目は、同一科目を年度が変わって履修しても、再度修了必要単位数に算入することはできない。
- 7 指定授業科目以外の共通授業科目及び英語教育学専攻を除くほかの専攻課程の授業科目を履修することはできるが、修了必要単位数には算入できない。
- 8 学部又は第2部の学生が履修登録を行っている場合に限り、学部又は第2部の授業科目を履修することはできるが、修了必要単位数には算入できない。

(英語学専攻、ロシア語学、中国語学又はイスパニア語学専攻課題研究コースの履修方法)

第11条 英語学、ロシア語学、中国語学又はイスパニア語学専攻課題研究コースの学生は、別表1に定めるそれぞれの専攻課程の授業科目から指導教員の研究指導4単位(半期1単位)を含む12単位以上を取得しなければならない。ただし、モナッシュ大学ダブル・マスタープログラム、及びナバラ大学ダブル・マスタープログラムについてはこの限りではない。

- 2 専攻課程の授業科目は、年度が変われば同一担当者であっても同じ科目を再度履修することができる。ただし修了必要単位数への算入限度は1科目につき4単位までとする。なお、研究指導については、通算して4単位まで修了必要単位数へ算入することができる。
- 3 英語教育学専攻を除くほかの各専攻課程における関連言語及び別表2に定める共通授業科目については、あわせて18単位までを修了必要単位数に算入することができる。
- 4 別表6に定める課題研究共通授業科目を履修することはできるが、取得した単位については、指導教員が認めた場合に限り、英語学専攻においては4単位まで、その他の専攻においては8単位までを修了必要単位数に算入することができる。
- 5 他の各専攻課程における関連言語及び共通授業科目については、同一科目を年度が変わって履修しても、再度修了必要単位数に算入することはできない。
- 6 英語教育学専攻を除くほかの専攻課程の授業科目を履修することはできるが、

修了必要単位数には算入できない。

- 7 学部又は第2部の学生が履修登録を行っている場合に限り、学部又は第2部の授業科目を履修することはできるが、修了必要単位数には算入できない。

(国際関係学専攻課題研究コースの履修方法)

第12条 国際関係学専攻課題研究コースの学生は、別表3に定める専攻課程の授業科目のうち、主として専攻する領域（「関連問題」の領域を除く。）の授業科目から指導教員の研究指導4単位（半期1単位）を含む12単位以上を取得しなければならない。

- 2 専攻課程の授業科目のうち、主として専攻する領域以外の授業科目の単位は、修了必要単位数に算入することができる。
- 3 専攻課程の授業科目は、年度が変われば同一担当者であっても同じ科目を再度履修することができる。ただし、修了必要単位数への算入限度は1科目につき4単位までとする。なお、研究指導については、通算して4単位まで修了必要単位数へ算入することができる。
- 4 英語教育学専攻を除くほかの専攻課程の授業科目及び別表2に定める共通授業科目については、あわせて18単位までを修了必要単位数に算入することができる。なお、同一科目を年度が変わって履修しても、再度修了必要単位数に算入することはできない。
- 5 別表6に定める課題研究共通授業科目を履修することはできるが、取得した単位については、指導教員が認めた場合に限り、8単位までを修了必要単位数に算入することができる。
- 6 学部又は第2部の学生が履修登録を行っている場合に限り、学部又は第2部の授業科目を履修することはできるが、修了必要単位数には算入できない。

(日本アジア言語文化専攻課題研究コースの履修方法)

第13条 日本アジア言語文化専攻課題研究コースの学生は、別表4に定める専攻課程の授業科目のうち、主として専攻する領域の授業科目から指導教員の研究指導4単位（半期1単位）を含む12単位以上及び別表5に定める指定授業科目から4単位以上をそれぞれ取得しなければならない。ただし、天津外国語大学ダブル・マスタートープログラムについてはこの限りではない。

- 2 日本語の領域を主として専攻する者は、当該領域の授業科目のうち、「日本語研究Ⅰ1・2」，「日本語研究Ⅱ1・2」，「日本語演習1・2」及び「研究指

導1・2」は必修とする。

- 3 日本文化の領域を主として専攻する者は、当該領域の授業科目のうち、「日本思想研究1・2」，「日本文化史演習1・2」及び「研究指導1・2」は必修とする。
- 4 アジア言語文化の領域を主として専攻する者は、当該領域の授業科目のうち、「アジア言語研究1・2」，「アジア言語演習1・2」，「アジア文化研究1・2」及び「研究指導1・2」は必修とする。
- 5 専攻課程の授業科目は、年度が変われば同一担当者であっても同じ科目を再度履修することができる。ただし、修了必要単位数への算入限度は1科目につき4単位までとする。なお、研究指導については、通算して4単位まで修了必要単位数へ算入することができる。
- 6 指定授業科目は、同一科目を年度が変わって履修しても、再度修了必要単位数に算入することはできない。
- 7 英語教育学専攻を除くほかの専攻課程の授業科目及び別表2に定める共通授業科目については、あわせて14単位までを修了必要単位数に算入することができる。なお、同一科目を年度が変わって履修しても、再度修了必要単位数に算入することはできない。
- 8 別表6に定める課題研究共通授業科目を履修することはできるが、取得した単位については、指導教員が認めた場合に限り、8単位までを修了必要単位数に算入することができる。
- 9 学部又は第2部の学生が履修登録を行っている場合に限り、学部又は第2部の授業科目を履修することはできるが、修了必要単位数には算入できない。

(英語教育学専攻の履修方法)

第14条 英語教育学専攻の学生は、別表7に定める専攻課程の授業科目のうち、専攻するコースの授業科目から必修科目22単位及び選択科目から8単位以上を取得しなければならない。

- 2 中・高等学校英語教育コースを専攻する者は、当該授業科目のうち、「A群」の16単位及び「B群」の6単位を合わせた22単位を必修とする。
- 3 児童英語教育コースを専攻する者は、当該授業科目のうち「A群」の16単位及び「C群」の6単位を合わせた22単位を必修とする。
- 4 専攻科目の授業科目は、指導教員が特別に認めた場合に限り、年度が変われば同

一担当者であっても同じ科目を再度履修することができるが、修了必要単位数には算入できない。

- 5 長期履修制度を利用する者は、修了年限を3～4年にすることができる。
- 6 他の専攻課程の授業科目を履修することはできない。
- 7 学部又は第2部の学生が履修登録を行っている場合に限り、学部又は第2部の授業科目は履修することはできるが、修了必要単位数には算入できない。

### 第3章 博士課程の履修方法

#### (文化交流専攻の履修方法)

第15条 文化交流専攻の学生は、別表8に定める授業科目のうち、専攻するコースの授業科目4単位以上を含む合計6単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受け、その判定がそれぞれの年次で合格しなければならない。

なお、専攻するコースの授業科目は、年度が変われば同一担当者であっても同じ科目を再度履修することができるが、修了必要単位数には算入できない。

- 2 修士課程の学生が履修登録を行っている場合に限り、修士課程の授業科目を履修することはできるが、修了必要単位数には算入できない。

### 第4章 その他

#### (雑 則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究科会議がこれを定める。

#### 附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2007年12月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項の規定は、2012

年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。ただし、第5条から第8条及び第10条から第13条までの改正規定については、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。